

ID: 829

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	仮清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日